[事案 27-218]手術給付金支払請求

・平成28年6月30日 裁定終了

<事案の概要>

災害入院給付金の請求をしたが、保険会社が支払いを拒んだことから、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年5月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 他社は入院給付金が全額支払われている。
- (2) 当時車イスで移動をしていたので、入院は必須である。
- (3)院長の診断結果指示により当日入院している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 病状について他覚的はなく、今回のリハビリ治療を目的とする入院は、申立人の希望があって入院した。
- (2) 主治医面談にて、入院の必要性がうかがわれなかった。
- (3)入院中、鎮痛剤の投与は無く、保存的治療のみとなっており、医師の見解では、既往症にについて、いづれも入院期間に影響はないとの見解であった。

<裁定の概要>

- 1. 裁定手続
- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。
- (2) 医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3)入院の必要があったかどうか等の事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。
- 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件入院は、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することには該当しないと考えられるため、災害入院給付金の支払いを認めることはできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第37条にもとづき手続を終了した。